（検討）

第五条の七　政府は、協会が作成する第百六十条第五項に規定する健康保険事業の収支の見通しを踏まえ、その財政の均衡を保つために協会の一般保険料率を引き上げる必要があると見込まれる場合において、協会以外の保険者の一般保険料率の動向、国の財政状況その他の社会経済情勢の変化等を勘案し、第百五十三条及び第百五十四条並びに附則第五条の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第六条　健康保険法の一部を次のように改正する。

第百五十三条第二項中「前期高齢者納付金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）並びに」及び「の合算額（当該前期高齢者納付金の額に給付費割合を乗じて得た額を除き、前期高齢者交付金がある場合には、当該前期高齢者交付金の額から当該額に給付費割合を乗じて得た額を控除して得た額を当該合算額から控除した額）」を削る。

第百五十四条第二項中「前期高齢者納付金及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金並びに」及び「の合算額（当該前期高齢者納付金の額に給付費割合を乗じて得た額を除き、前期高齢者交付金がある場合には、当該前期高齢者交付金の額から当該額に給付費割合を乗じて得た額を控除して得た額を当該合算額から控除した額）」を削る。

附則第四条の四中「及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）」とあるのは「、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）及び同法」を「介護納付金」とあるのは「高齢者の医療の確保に関する法律」に改め、「病床転換支援金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）」の下に「及び介護納付金」と、「額に」とあるのは「額の合算額に」を加え、「及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金」とあるのは「、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金及び同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金」を「介護納付金」とあるのは「高齢者の医療の確保に関する法律附則第七条第一項に規定する病床転換支援金及び介護納付金」と、「費用の額」とあるのは「費用の額の合算額」に改める。

附則第五条の二から第五条の五までを削る。

附則第五条の六中「及び第五条」を「及び前条」に、「附則第五条」を「前条」に改め、同条第一号中「前二条及びこの条」を「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号。次号ロにおいて「国保法等一部改正法」という。）第六条の規定による改正前の附則第五条の四から第五条の六まで」に改め、同条第二号イ中「前条第三号に掲げる」を「平成二十六年度において独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十三号）附則第五条の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法（平成十七年法律第七十一号）第十五条第一項の規定により年金特別会計の健康勘定に納付された額を原資として平成二十七年度中に協会に対して交付された」に改め、同号ロ中「前二条及びこの条」を「国保法等一部改正法第六条の規定による改正前の附則第五条の四から第五条の六まで」に、「納付額」を「独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十六条の二第一項から第三項まで及び独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成十七年法律第七十一号）第十六条第二項の規定により年金特別会計の健康勘定に納付された額（次号において「納付額」という。）」に改め、同条を附則第五条の二とする。

附則第五条の七を附則第五条の三とする。

（船員保険法の一部改正）

第七条　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項の表中

第四七級	一、二一〇、〇〇〇円
	一、一七五、〇〇〇円以上

を

第四七級	一、二一〇、〇〇〇円
	一、一七五、〇〇〇円以上
一、二三五、〇〇〇円未満	

に改め、同表に次のように加える。

第四八級	一、二七〇、〇〇〇円	一、二三五、〇〇〇円以上　一、二九五、〇〇〇円未満
第四九級	一、三三〇、〇〇〇円	一、二九五、〇〇〇円以上　一、三五五、〇〇〇円未満
第五〇級	一、三九〇、〇〇〇円	一、三五五、〇〇〇円以上

第二十一条第一項ただし書中「五百四十万円」を「五百七十三万円」に改める。

第五十三条第二項第四号中「第六十三条第二項第四号」を「第六十三条第二項第五号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　患者申出療養（健康保険法第六十三条第二項第四号に規定する患者申出療養をいう。以下同じ。）

第六十三条第一項及び第四項中「評価療養」の下に「、患者申出療養」を加える。

第六十九条第一項を次のように改める。

被保険者又は被保険者であった者が被保険者の資格を喪失する前に発した職務外の事由による疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき療養のため職務に服することができない期間、傷病手当金を支給する。

第六十九条中第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　傷病手当金の額は、一日につき、傷病手当金の支給を始める日（被保険者であった者にあっては、その資格を喪失した日。以下この項において同じ。）の属する月以前の直近の継続した十二月間の各月の標準報酬月額を平均した額の三十分の一に相当する額（その額に、五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）の三分の二に相当する金額（その金額に、五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）とする。ただし、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した期間において標準報酬月額が定められている月が十二月に満たない場合にあっては、同日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬月額を平均した額の三十分の一に相当する額（その額に、五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）の三分の二に相当する金額（その金額に、五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）とする。

3　前項に規定するもののほか、傷病手当金の額の算定に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第七十条第一項ただし書中「傷病手当金の」を「前条第二項の規定により算定される」に改め、「少ないとき」の下に「（次項若しくは第三項又は第七十五条第一項に該当するときを除く。）」を加え、同条第二項ただし書中「が、傷病手当金の額（前項ただし書の場合においては、同項ただし書に規定する報酬の額と同項ただし書に規定する差額との合算額）を「（以下この項において「障害厚生年